

事前評価表

国際協力機構民間連携事業部

1. 基本情報

国名：カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）

案件名：中小零細事業者支援事業（アジア諸国金融包摂促進ファシリティ案件）

融資契約締結日：2020年3月27日

融資先：Hattha Kaksekar Limited

2. 事業の背景と必要性

(1) 中小零細企業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

近年のカンボジアの安定的な経済成長（2006～2017年の年平均経済成長率7.0%）に伴って同国貧困率は2007年の47.8%から2014年の13.5%と改善を示しているが、貧困ライン以下人口の9割が地方部¹に所在しており、地域格差が生じているほか、貧困ライン以上人口のうち4.5百万人（全人口のうち27.6%）が依然として貧困ラインにごく近い水準に留まるとされ、一層の貧困削減にあたっては多くの雇用を占める中小零細企業（以下、「MSME」という）の成長とそれを通じた雇用創出が重要となっている。カンボジアにおけるMSMEは同国企業数の99.8%、雇用の70%、GDPの58%を占め、同国経済のなかで重要な役割を担っている。一方でMSMEの多く（小規模の70.0%、中規模の44.2%）がインフォーマルであり正規金融へのアクセスが限定的である。MSMEの投資資金の97.7%、運転資金の94.8%は自己資金または非正規融資に依存せざるを得ないため資金ギャップはGDPの約21%と大きく、MSMEの成長の足かせとなっている（出典：ADB、IFC）。また、MSMEの多くが女性事業者により経営されており（零細の62%、小中規模の26%）、女性のエンパワーメントの観点からもMSMEの成長は重要である。

カンボジア政府は最上位の国家開発戦略である「四辺形戦略」の「Rectangle 3 “Promotion of private sector development and employment”」項目において、MSMEによる新規事業創出や生産性向上を謳っており、また四辺形戦略の直下に位置付けられるIndustrial Development Policy(2015-25)において、特にMSMEの金融アクセス改善の必要性が指摘されている。同国政府は2017年には中小企業（SME）融資に特化した特別目的銀行の設立を決定するとともに、民間金融機関のなかでも広範な店舗ネットワークを活用し零細小中規模のマイクロファイナンス（以下、「MF」という）を展開する同国マイクロファイナンス機関（以下、「MFI」という）に対してMSME向け融資により積極的に取り組むよう促している。本事業は、カンボジアMFIのなかで最大の支店網を有し、地方及び女性顧客向けサービスに注力するHattha Kaksekar Limited（以下、「HKL」という）を通じて同国地方部MSMEの金融アクセス改善を図るものであり、当該セクターの課題やカンボジア政府の方針に合致している。

¹ 首都圏および各県都所在 Province を除く地域

(2) 中小零細企業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針と本事業の位置付け

我が国はカンボジアを含む ASEAN・アジア地域の金融包摂分野について、2019 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議における首相声明において「ASEAN 地域等の金融アクセスを改善し、女性・低所得者・中小零細企業等のエンパワーメントを目的とした同地域の金融機関への融資」を含む JICA 海外投融資を倍増していく旨コミットしている。背景には、2010 年の G20 で日本政府を含めた参加国間で「金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ (GPFI)」が立ち上げられたこと、2018 年の G7 で JICA を含む各国の開発金融機関が「2X Challenge: Financing for Women」を採択し、女性の経済的エンパワーメントに資する案件に対して、2020 年までに 30 億ドルの資金動員を図るとしたことがある。また、我が国の「対カンボジア王国国別開発協力量針」(2017 年 7 月)では、重点分野に「産業振興支援」が掲げられており、同別紙「事業展開計画」において、「現地で大半を占める中小零細企業の育成支援及び経営強化に資する支援を行う」としているところ、本事業は我が国及び JICA の協力量針・分析に合致する。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、カンボジアにおいて HKL への長期融資を行うことにより地方部の MSME の金融アクセスを改善し、もって同国の貧困削減・地方格差是正ならびに持続的な経済成長に寄与するもの。

(2) 対象地域

カンボジア地方部

(3) 事業概要

HKL への長期融資を通じて女性事業者を含む地方部 MSME に対する貸付を促進する。

(4) 環境社会配慮・ジェンダー分類

① 環境社会配慮

a) カテゴリ分類 : C

b) カテゴリ分類の根拠: 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、本事業による環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

② ジェンダー分類 : 【対象外】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<分類理由> 本事業の融資先による貸出は女性顧客向けが 64% (2018 年) である。本事業を通じて拡大する貸付後も同レベルが維持される見込みであり、女性の経済的エンパワーメントに資するため。

(5) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

地方部 MSME 向け貸付残高及び、地方部 MSME 向け貸付のうち女性顧客向け比率を測定する。

(2) 定性的効果

MSME の金融アクセス改善が見込まれる。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

エジプト・アラブ共和国向け円借款「零細企業支援事業」の事後評価結果等において、零細・小企業向け融資をツーステップローンで支援する類似事業の案件形成時には、JICA は実施機関及び仲介融資機関の融資実施体制を把握することが重要であるとの教訓を得ている。

(2) 本事業への教訓

本事業では、審査を通じて HKL の融資業務経験及び支店体制を確認し、十分な実施能力を保持していることを確認した。

6. 評価結果

本事業は、カンボジアの開発課題、開発政策、並びに、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、MSME の金融アクセス改善を通じて持続的な産業発展に資することから、SDGs ゴール 8（金融サービスへのアクセス改善）、ゴール 9（小規模企業の金融アクセス拡大による産業化促進）に貢献するものであり、海外投融資による支援の意義は高い。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

2027 年 3 月期を予定。

以 上